

審査結果（案）の一覧（第1作業部会）

番号	補助金名称	H25 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1	自己啓発助成金	130	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、H18年度の補助金の見直しを踏まえて創設された制度であり、業務に直結する資格、講座等に対象を限定されたものである。 ・職員の資質向上と能力開発により、市民福祉の向上を図るという補助金の意義は理解でき、近年の交付実績の低迷を踏まえ、担当課においてもアンケートに実施によるニーズの把握等の一定の改善策が講じられているところである。 ・しかし、本制度の効果が不明確であるとともに、自己啓発による資質向上や能力開発の取組は、本来職員が自主的に能動的に取り組むべきものである。また、インセンティブ（報奨）についても、自己啓発の取組そのものよりも、取組によって得た能力を職務に活かした成果（効果）に対して与えられるべきものである。 ・以上のことから、本補助金はいったん廃止すべきと考える。もっとも、職員数削減の中、職員個人の能力向上は必要不可欠であることから、市として職員に対して求める能力等を明確にした上で、人事評価制度への反映も視野に入れた新たな自己啓発を推進する制度を構築すべきである。
2	自治会長研修費補助金	1,991	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の主体である自治会と市との協働の重要性に鑑み、H22年度に「廃止」の提言を受けながらも継続されているが、前回提言と同様、今回の見直しにおいても、研修成果が地元へ十分に還元されているとは言い難いという意見があり、実績報告書についても、経費や研修内容の記載方法について、不十分な点があった。 ・本補助金は昭和60年に創設されたものであり、長期にわたって交付されてきた経緯も相まって、行事の一環として慣例的に実施されている傾向も否定できない。また、地域課題が複雑化、多様化している状況下において、補助対象を自治会長に限定する必要性がなく

				<p>なっていることから、本補助金については、廃止すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっとも、市民と行政との協働によるまちづくりの重要性の観点から、地域活動の向上を目的とする補助制度の必要性は認められることから、自治会長に限定せず、地域課題に応じた地域の担い手への研修費補助制度など、今後、市民自治協議会の設立が予定されていることも踏まえた上で、新たな地域への補助制度を再構築されたい。
3	友好都市宿泊補助金	100	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市交流事業の一環として実施されているものであるが、補助額も1人1泊につき2,500円と少額であり、主要宿泊施設の閉館などの影響から近年の利用実績も低迷している状況にある。 ・また、宿泊補助という手段により友好都市との交流が図られるのかという補助効果に対する疑問があるとともに、創設から既に14年が経過しており、友好都市との交流の推進という目的は一定程度果たされたものと考えられる。 ・よって、本補助金は廃止し、友好都市との交流の推進に当たってはPRの強化など、別途新たな手法を検討すべきである。
4	環境基本計画推進会議補助金	3,400	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政から組織され、積極的に活動がなされている市環境基本計画に定められた様々なプロジェクトの実施主体への補助金であり、補助金の意義は認められるもので、効果についても市民力を活かした環境施策が推進されているところである。 ・しかし、本組織については、本来構成員である市民・事業者が主体的に事務等の組織運営を担うべきものであるにもかかわらず、行政主体によるものとなっており、会員数も131に留まるなど、組織としてのあり方に課題が見受けられる。 ・今後、組織や活動の活性化に向けた会員数の拡大に取り組まれるとともに、取組や実績等をより一層市民に周知し、活動への理解、協力を求める必要がある。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
8	商工会議所補助金	9,616	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回提言において、補助対象とすべき事業の取捨選択を行い、事業補助への移行を指摘したが、検討がなされていない。 ・ 住宅都市である本市の特性上、小規模事業者が多く、一定の支援の必要性は認められるが、現在補助対象となっている事業には、税務相談等本来事業者自らが専門家等に依頼し解決すべきものが含まれるとともに、実施している講座等への参加者が少数にとどまるなど、事業者にとって真に必要な支援等に活用されているとは言い難い状況にある。 ・ 以上のことから、今回の見直しにおいても、前回同様、商工会議所が事業者のニーズを把握した上で、本市の商工業の活性化につながり、市民に具体的な効果が及ぶ事業に対する補助に転換すべきであると判断する。 ・ なお、事業補助への移行にあたっては、団体の運営維持に必要な経費となる人件費等を一般管理費として補助対象経費とすることなども考慮されたい。
9	特産品振興補助金（茶釜生産協同組合補助金）	200	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品及び伝統的工芸品である茶釜、特産である編針及び茶道具を生産している事業者で構成される3組合に対して補助金を交付しているものであるが、毎年度定額が交付される運営補助となっている。 ・ 本市の状況を踏まえると、既存の特産品や伝統的工芸品の振興、育成を図るため、生産者を支援する一定の意義は認められる。 ・ しかし、運営補助の性質上、補助金の役割・効果が明確になっておらず、また補助金の長期化により、各組合の活動が補助金を前提としたものとなっている懸念が見受けられる。 ・ 以上のことから、各組合と協議の上で、特産品及び伝統的工芸品のより効果的な振興につながる事業に対する補助へ転換すべきである。 ・ なお、茶釜生産協同組合に対しては2つの補助金が支出されているが、両補助金の目的等に明確な差異がないのであれば、両補助金の統合を検討されたい。また、組合員数拡大により、活動の活性化が期待できることから、3組合の統合も検討されたい。
10	特産品振興補助金（編針工業協同組合補助金）	200		
11	特産品振興補助金（茶道具同業組合補助金）	200		
12	伝統的工芸品育成補助金	300		

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1 3	中小企業債務保証料補給金	10,000	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補給金は、中小企業事業者が融資を受けるに当たり必要となる債務保証料の一部を市が助成することで、地域経済の振興を図るものであるが、1社平均2万円/年と低額であり、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与しているとは考えられず、市にとっての補助効果も不明瞭であり、市が関与する必要性が高いとは言えない状況にある。 ・また、経営に支障が生じている事業者向けの他の保証制度を利用し、本制度の利用が減少傾向にある状況も踏まえ、いったん本制度は廃止すべきである。 ・その上で、他市との均衡も踏まえたより効果的な新たな中小企業への支援策を検討し、実施されたい。
1 4	中小企業融資制度利子補給金	19,500	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補給金は、上記債務保証料補給金と関連し、中小企業者の財政的支援を通じて経営基盤の強化を図ることを目的として、借入金に係る利子の一部を助成するものであるが、前回提言においては、「廃止」と判断したものの、厳しい経済情勢を踏まえ継続されているものである。 ・しかし、前回提言から利率が2%未満における補給金額を見直し、減額してはいるものの、その他事項においては見直しすることなく継続されているが、1社平均3万円/年と補助額が低額であり、中小企業者の経営の合理化、設備の近代化等の経営基盤の強化につながっているとは考え難く、前回提言と同様、本補給金は廃止すべきと判断する。 ・もともと、中小企業支援による市内産業の発展・振興を図る意義は認められることから、上記債務保証料補給金と併せて、中小企業に対するより効果的な支援の仕組みを構築すべきである。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
1 5	人権教育研究会 補助金	1,250	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22 年度の提言を踏まえ、会費の徴収による自主財源の確保に努められているところであるが、事業自体の見直しはなされておらず、研修会・研究会等への参加費、旅費等については、依然として全額市からの補助金で賄われている状況にあり、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。 ・ 教育現場における人権教育の推進という公共性・必要性は認められるものの、任意の民間団体である本研究会に対する補助が継続されることは、公平性を欠くと考えられ、補助効果の把握も困難であることから、本補助金は前回提言と同様に廃止することが妥当であると判断する。 ・ もっとも、前回提言のとおり、市が教員に対する人権教育の学習機会等の提供を必要と判断する場合には、人権教育のあり方を明確にした上で、補助金ではなく直接経費を負担するなど、より効果的な他の方策により支援することが適当である。
2 1	花と緑のわがまちづくり助成制度補助金	5,400	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金は、H 1 9 年度に市の出資金をもとにみどりの基金が創設され、本市の魅力の一つである花と緑と自然あふれるまちづくりを推進するため、同基金を財源として自主的に活動する自治会等の団体を支援するものである。 ・ 制度創設以来交付団体数は漸増し、街の美観・緑化につながるものとして効果も認められる。 ・ 「補助金制度に関する指針」に基づき、3 年毎の終期が設定されており、今年度が最終年度に当たることから、担当課としては次年度以降も継続する意向であるが、本指針にも示されているように補助金を長期にわたり交付することは、団体の活動が、補助金に依存したものとなり、自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多様な活動の創出を妨げる可能性がある。 ・ 本補助金を継続されるに当たっては、終期となる H 2 9 年度以降の支援のあり方を検討し、基金の活用も含め、自立的・自主的な団体の育成に努めるべきである。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合 評価	コメント
2 7	消防団員互助会 補助金	1,158	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、地域住民の安心・安全を担う消防団員の福利厚生を目的として、団員で構成される互助会に対し補助金を交付しているもので、消防団の役割を考慮するとともに、団員のなり手が不足している現状を踏まえると、補助金を交付する必要性は認められる。 ・また、団員から会費を徴収するとともに、昨年度から互助会で支出していた慶弔費について本人を対象としたものに限るなど見直しを行い、一定の効率化に努めている。 ・しかし、本来消防団員の活動は公的なもので、市が直接経費を負担することも考えられるところである。 ・事務の効率化を図るため、補助金として互助会へ支出しているものであるが、補助金を交付している以上、市民に対する説明責任を果たす必要があるとともに、今後、市による必要経費の直接負担も検討するためにも、補助金の使途の明確な開示を図ることが求められる。